

## 令和5年高島市教育委員会第3回臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年3月30日（木）  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時38分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第  
教育長あいさつ  
会議録署名委員の指名  
議第15号 高島市社会教育委員の委嘱について  
議第16号 高島市立公民館職員の任命について  
議第17号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について  
議第18号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案  
議第19号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について  
議第20号 高島市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則案  
報告第3号 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について
- 4 出席委員  
上原教育長、田邊委員、橋本委員、高木委員
- 5 事務局出席者  
木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、井上教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部次長（市民会館長取扱）、小川社会教育課長、水口文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、山本学事施設課長、川越教育総務課参事、末綱同課主事
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

## 議事の経過

開会 教育長が第3回臨時会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 田邊委員、高木委員

議題の公開／非公開 議第17号の非公開を決定

### 議第15号 高島市社会教育委員の委嘱について

【説明】 小川社会教育課長

本件は、高島市社会教育委員設置条例第2条第2項の規定に基づき、高島市社会教育委員に次の者を委嘱することについて、議決を求めるものである。

現社会教育委員の任期については、令和4年4月から令和6年3月末までの2年間としているが、学校教育関係者から選出している小学校長の藤田善弘氏が、本年3月末をもって退職されることから欠員となるため、その補充を行うものである。今回、委員として選出するのが、中学校長の清水佳治氏である。任期は、藤田委員の残任期間である令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。

説明は以上である。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

### 議第16号 高島市立公民館職員の任命について

【説明】 小川社会教育課長

本件は、社会教育法第28条で、市町村の設置する公民館の館長、主事、その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命すると規定されており、次の者を公民館職員に任命することについて議決を求めるものである。

令和5年度の公民館職員については、3ページの名簿に記載されている31名であり、その内訳だが、公民館参与が6人、うち新任が1人、社会教育指導員および公民館管理人が15人、うち新任が3人、夜間管理人が10人、こちらは全員再任である。

任期は、いずれも令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。

なお、各館の公民館長については、社会教育課との連携により、公民館活動を充実させる観点から、社会教育課長が兼任している。

説明は、以上である。

【質疑】

○橋本委員

意見だが、これからますます公民館活動が復活して新たなことが起こっていくと思うここに書いてある参与、社会教育指導員、夜間管理人の方々は、市民の方と直接やりとりする立場になるので、それらの方が使用者とうまくコミュニケーションをとれるように社会教育課と事務局でサポートしていただきたい。

【採 決】 可決

議第17号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について

【説 明】 (非公開) 岡部学校教育課長

【質 疑】 (非公開)

【採 決】 可決

議第18号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

【説 明】 井上教育総務部次長

本議案は、高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて、議決を求めるものである。令和5年度において、重点施策の円滑な遂行、市民のニーズへの適格・迅速な対応を図るため、必要な体制整備を行うこととし、令和6年8月の学校給食センターの集約化に向け、施設の適正かつ計画的な維持管理と集約化に係る工事を円滑に遂行するため、教育指導部に給食施設整備課を新設し、体制を強化するものである。

分掌事務は、学校給食共同調理場の維持管理および集約化に関することとしている。

規則改正の施行日は、令和5年4月1日である。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議第19号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について

【説 明】 山本教育総務部次長

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定に基づき、教育委員会事務局職員および高島市教育委員会事務局組織規則第2条に規定する教育機関の長等の任免につきまして、議決を求めるものである。

※ 対象となる次の教育委員会事務局職員等（参事級以上）の任免について説明

・市長部局から教育委員会事務局に異動となる一般行政職員

- ・教育委員会事務局から市長部局に異動となる一般行政職員
- ・教育委員会から市内小中学校に帰任する教職員
- ・退職者

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

## 議第20号 高島市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則案

【説 明】 小川社会教育課長

本件は、高島市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正することについて、議決を求めるものである。高島市内公民館等に設置している、陶芸窯については、使用料を工程により細分しているものとまとめて設定しているものとの二通りがあり、実際に使用されている形態と整合が図れていないことから今回規則の一部を改正するものである。

陶芸窯を設置する、新旭、高島公民館の現行規則では、資料の表中にあるように陶芸窯の使用料の単位については、素焼きから本焼き、窯出しまでを一工程とし、これをまとめて2,000円と設定している。一方、安曇川世代交流センターの規則においては、素焼きを700円、本焼きを1,300円というように細かく設定しており、素焼きだけ、また、本焼きだけを行う利用者に対応した料金設定となっている。

今回、市内の陶芸サークルから施設によって窯使用料の設定が異なっているとのご意見を受け、陶芸窯を置く市内4施設の使用料金の設定や利用の実態状況を調査し、公民館においても、一律2,000円としていた使用料について、素焼き700円、本焼き1,300円に分けて設定したものである。

改正規則の施行は、令和5年4月1日からである。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

## 報告第3号 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

【説 明】 岡部学校教育課長

令和5年3月17日付で文科省から新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について通知を受け、別紙のとおり市内小中学校長あて通知したので報告する。

新学期以降の市内小中学校におけるマスク着用の基本的な考え方としては、児童生徒および教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とし、登下校時等の混雑したバスや電車、あるいは校外学習等での医療機関や高齢者施設訪問等の場合は、マスクの着用を推奨するとしている。

特に、基礎疾患があるなど、様々な事情により感染不安を抱きマスクの着用を希望し、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。

また、児童生徒の間でも、マスクの着用の有無による差別・偏見がないよう適切に指導を行うこととしている。

また、入学式等の儀式的行事においても、国歌、校歌等の斉唱や合唱時、いわゆるよびかけを実施するときも含めて、児童生徒や教職員のほか来賓や保護者に対してもマスクの着用を求めないことを基本としている。

以上の基本的な考え方をもとに改正した、「高島市『新しい生活様式』を踏まえた学校の取組」を参考に、各学校の実情に応じて適切に対応することとしている。

## 【質 疑】

○上原教育長

卒業式時点と、4月1日以降の対応で主に何がどのように変わったか、ポイントを整理して示してほしい。

○饗庭教育指導部長

卒業式のときには、児童生徒についてはマスクをしないことを基本に、全国的に通知されており、参列される保護者に対しては、マスクの着用を求めていた。また、児童生徒についても、式下、合唱するときについては、マスクの着用をするような形で指導を受けておりました。

4月1日以降においては、式の間でも保護者、参列者に対してマスクの着用は求めないこととなり、式、校歌の合唱等についてもマスクをしないことを基本に通知されている。

○田邊委員

「高島市『新しい生活様式』を踏まえた学校の取組」の令和5年4月1日一部改正が今回該当するという認識でよいか。

○饗庭教育指導部長

今回3月17日付け文科省通知を受け、事務局の対応としては、委員仰せのとおり「高島市『新しい生活様式』を踏まえた学校の取組」を一部改正し、各学校の実情に合わせて実施してもらう基本となるものを示した。

○田邊委員

4月1日時点に一部改正したこちらの基本方針は、具体的にどこが変わったのか。

○饗庭教育指導部長

まず、マスク着用の項、ここは、文科省の通知に基づき全面的に改訂している。以前は、咳エチケットも含めてマスクの着用についての基本的な考え方や留意事項を記載していた。また、以前であればマスクと密接な関係のあった熱中症対策に関わる項があったが、着用をしないことが基本となったことを受けて、熱中症対策については今までの一般的な指導の中で対処できるということで、感染症対策の分類からは削除した。

次に、資料に「別添」という形で追加している。マスクの着用を求めないことが基本となっているものの、これまでに感染症リスクが比較的高いと言われてきた活動について記載している。理科

の実験や体育の実技では、感染症対策としてどのようなことが必要となるかということについて、文科省資料を参考に作成し、各校の参考にしていただくよう示している。

**閉会** 教育長が第3回臨時会の閉会を宣言